○所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)◎所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

2 〔略〕	(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充て(2) 障害者(4) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者る者のいずれかに該当するもの	(定義) 「の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者をいう。 「国住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上中、非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者をいう。	改正案
2 〔略〕 三十四の三~四十八 〔略〕 三十四の三~四十八 〔略〕 るための支払を三十八万円以上受けている者	(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充て(2) 障害者(4) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者掲げる者のいずれかに該当するもの	(定義) (定義)	現 行